

2013年12月12日 平成25年第4回定例会（第2号）

○8番（吉田忠雄君）（登壇） 日本共産党の吉田でございます。

私は、市長に、次の2点についてお尋ねをいたします。

まず1点目ではありますが、株式会社中和営繕の高田地区産業廃棄物最終処分場についてであります。

1990年、平成2年から埋立事業が始まった中和営繕高田地区産業廃棄物最終処分場は、廃プラスチック、金属くず、ガラスくず及び陶器くず、工作物除去によって生じたコンクリートの破片など、いわゆる安定型の産業廃棄物最終処分場で、当初は埋立許可容量が36万7,187立方メートルでした。それが、1998年、平成10年には処理施設の変更届が出されました。それで埋立容量が130万2,908立方メートルに規模が拡張されました。さらに、2006年、平成18年に埋立容量増量の変更届が出されて、埋立容量が142万7,367立方メートルと、当初と比べて約4倍に膨れ上がりました。

そして、最初の埋立容量の変更届が出された1998年、平成10年ごろより、産廃処分場周辺付近の住民から、卵が腐ったようなにおいがする、キャベツが腐ったようなにおいがする、喉が痛い、たんが出る、頭痛がする、吐き気がする、いらいら感がある、このような訴えが寄せられるようになりました。そして、同時に悪臭の指摘と、その発生源として中和営繕高田地区産業廃棄物最終処分場の可能性が訴えられました。

これに対して、奈良県は、当該地区住民に対して、健康上及び臭気に関する訴えの実態を把握するとともに、これらの訴えと当該処分場との関連性を検討するための実態調査を実施いたしました。調査は、2002年、平成14年4月から2003年、平成15年1月にかけて実施をされ、そして、同年の12月には調査結果が公表されました。

奈良県が実施をした健康等に関する調査報告書では、卵が腐ったようなにおいを訴える割合は、処分場に近い区域ほど高率であり、その愁訴率と自宅、処分場間距離との間に有意な回帰関係が認められた。ごみ臭い、下水臭い、かび臭い、鼻を刺す刺激臭、キャベツが腐ったようなにおいも同様の結果であったと、処分場が関連していることが推定される。しかしながら、住民が訴えている頭痛、喉の痛み、目の痛み、吐き気がするなど、産業廃棄物最終処分場と周辺住民の健康との関係は認めませんでした。

そして、株式会社中和営繕が埋立事業を開始して23年と半が経過したわけですが、この間、最終処分場に係る水質検査、臭気検査については、市が行うもの、また奈良県が行う行政検査、事業者が行う検査とも異常がないということでしたが、それにもかかわらず、最終処分場周辺の住民の方々から悪臭に対する苦情がたびたび寄せられました。人がその地域で生活を営んでいく上で、悪臭というのは耐えがたいものであります。産廃場周辺の住民の方々には、安心して生きていく権利を長年脅かされてきました。

また、景観など目に見えるものだけでなく、環境など目に見えない水源や、また地下水脈の汚染などへの人体に与える影響などについて、今後も住民への健康被害が懸念されるところであります。

中和営繕高田地区産業廃棄物最終処分場は、一つは、埋立許可期限が2016年、平成28年6月まで、二つ目は、埋立容量が142万7,367立方メートル、そして三つ目は、産廃場の高さ制限が標高299.5メートルまでで、この3項目のうち一つでも達したときには、埋立事業を終了することに

なっております。

そこで、一つは、市として、現時点での最終処分場の処分量と高さについて掌握されているのかどうか、そして二つ目は、中和営繕が最終処分場の埋立事業を年内に終了するというのを聞いていますが、このことについても市として掌握をされているのか、このことを市長にお尋ねいたします。

そして、**2点目は、子どもの医療費の無料化について**であります。

子育て応援、子どもの健やかな成長を応援する制度として、子どもの医療費助成制度が今、各地方自治体で実施をされております。

奈良県の制度は、現在、小学校入学前までの助成となっておりますが、当市も含めて県下32の市町村では、独自に助成対象年齢を拡充しているところでもあります。

一方、増大する子育て費用は、家計に大きな負担を与えております。子育て世代は比較的所得が低く、子どもの医療費をはじめ、子育てにかかる経済的な負担は大変重くなっており、その負担軽減が今、強く求められております。

子育てにかかる経済負担の軽減や、子どもの保健向上、健全育成の観点から見れば、今の助成対象ではまだまだ不十分だと言わざるを得ません。

この間、私たち日本共産党は、奈良県に対して、子どもの医療費助成制度を中学校を卒業するまで拡充することを求める署名運動を行ってきました。そして、署名と同時に多くの意見や願いも寄せられています。

例えば、少し紹介をしますと、「お金の用意ができなくて、子どもの容態を悪化させてしまったことがあります、もしこれが通れば、すぐに医療機関へ連れて行けると思うとうれしいです」、また、ある方は「子どもの医療費負担が当たり前という奈良県に驚きました。少子高齢化の増加を防ぐため、医療費の負担分だけでも考えてほしいです」、また、「他県は子育て支援にとっても力を入れています。奈良県もそのおくれを早く取り戻してください」、また、「通院、入院とも中学校卒業まで子どもの医療費の無料化を早く実施してほしい。転勤で他県にいたときは非常に助かった。病院に行くことが苦にならなくなる」、このような子を持つ親の切実な声がたくさん出されています。

この多くの声に押されてか、今議会の条例改正案に現行の入院にかかる医療費の助成について、現在、小学校就学児童としているところを、県の補助対象が来年度から中学校就学児童まで拡充される予定のため、桜井市もそれに合わせて拡充される議案が今議会に提出をされています。また、今回、市長会もこのことについては奈良県に強く要望されたということも聞いております。

通院については、現在、義務教育就学前までが助成の対象となっておりますが、通院についても中学校就学児童まで補助を広げることが必要だと考えます。本来、将来この国の礎となる子どもたちが健やかに育つことができるように、子どもの医療費助成制度は、国の制度にすべきであるというふうに私は考えますが、少子化対策や子育て環境の充実を図るために、市独自に通院についても中学校就学児童まで助成対象を拡充されたらどうか。その場合の財源は幾ら必要か、このことを市長にお尋ねいたしまして、私の1回目の質問を終わらせていただきます。

○市長（**松井正剛君**）（登壇） 8番吉田議員の**1点目、中和営繕高田地区最終処分場について**のご質問にお答えをいたします。

事業者は、処分場内の産業廃棄物の埋立容量について、県に対して毎年報告しており、直近の平成25年10月末現在での報告では、許可容量、お述べのように142万7,366.50平方メートルに対し、平成25年9月30日現在で残余容量は約1,300立方メートルと聞き及んでおります。処分場の高さについては、標高299.5メートルが遵守されるよう県が指導を行っております。また、処分場の埋立事業の終了につきましては、埋立終了時に事業者から県に埋立終了届が提出されることとなっております。

なお、県に確認いたしましたところ、現時点では終了届は提出されておきませんが、事業者から年末をめどに提出したいとの話があったということを知り及んでおります。ご理解よろしくお願ひ申し上げます。

次に、**2点目の子ども医療費の無料化について**のご質問にお答えいたします。

乳幼児医療費助成制度は、少子化対策として子育て支援や定住促進策に資する取り組みとして県が実施する事業であります。一方、各市町村が単独事業として対象年齢の拡大を図ることで、自治体間の格差が出ている状況であります。

そういった中で、助成対象の拡大を図るため、市長会、町村会から県へ要望を行い、先ほど議員から言っていただきました。これを受けて、県は、現行の小学校就学前までの入院、通院医療費を助成する乳幼児医療費助成事業について、平成26年4月から入院にかかる医療費助成の対象を中学校卒業まで拡大する方針で市町村との調整を進めております。

それに伴い、桜井市乳幼児・小児医療費助成条例の一部改正を今議会に提出しているところであります。

議員お尋ねの市独自の通院医療費への拡大については、県主催の勉強会においても複数の市町村から負担軽減による過剰受診が想定されることや、医療費の増加に伴い、多額の一般財源が必要となることから、現在の財政状況での通院医療費への拡大は困難という意見が示されているところであります。

桜井市としても、通院まで助成範囲を拡大いたしますと、一般財源で約4,500万円が必要となり、現状では財政的に困難であると考えております。ご理解のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○8番（**吉田忠雄君**） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、**1点目の株式会社中和営繕の高田地区産業廃棄物最終処分場について**なんですけれども、実はこの質問通告を先週の金曜日でしたか、出した後に、私も今週の月曜日でしたか、県の廃対課へ最終処分場の残余容量は幾らかというふうなことを問い合わせたわけなんですけれども、廃対課は、中和営繕が毎年9月の時点で前年度の残余容量を報告してくるわけなんですけれども、今年はまだ来ていないが、市長も答弁されたように、年内に埋立事業終了の報告に、恐らく12月の中旬あたりに来ることになっているということをおっしゃっていました。

ですので、高さについても299.5メートルいってありますし、残余容量については、市長が今、1,300立方メートルというふうにおっしゃったと思うんですけれども、これはあと、サンドイッチ方式で産廃を埋めておりますので、あとは50センチの覆土を敷き詰めたら終わりというふうな段階と考えるわけなんですけれども、埋立事業の許可期限を2年半残して、やっと終わるわけなんですけれども、この23年半の埋立事業でこの谷が、皆さん見られておわかりと思うんですけれども、周りの稜線をも超

える産廃の山になってしまったわけなんですね。そして、埋め立てられた廃棄物は、これは事業が終了しても、永久に残るわけです。

その一方、処理業者は、埋立事業終了後も処理施設の維持管理に当たらなくてはならないわけなんですけども、県や市は、処分場の埋立事業終了後の処理施設の安全や管理安全対策について、最低これは三つの対策を事業者に守らせることが大事やと思うんですけども、その一つは悪臭対策、二つ目は処分場から出される水質管理をこれからも徹底させるということが重要だと考えるわけなんですけども、三つ目は、これも大事なんですけども、産廃処分場の崩落防止等の対策強化ですね。この三つの対策というのは、これは最低限必要やと考えます。

それで、中和営繕に係る水質検査については、市が今も高田地区、高家地区、生田地区で年2回行っております。県の行政検査、これは寺川と、産廃の真下の袋谷、ここで年4回、事業者は放流水プラント排水口で年4回、そして、3月と9月については地下水の検査も行っております。同じく事業者が、生田、高田、高家、下区で行う年8回の河川の河川水の検査もあるわけなんですけども。それで、臭気検査では区長、事業者立ち会いのもと市や県が行う年6回の検査があるわけなんですけども、これらの検査を事業終了後も安全が完全に確認されるまで続けていただきたい。

この悪臭というものは、ここまではおいません、ここからおいますと、なかなかそういう数値で判断できるものではありません。憲法第13条でも、生命、自由及び幸福追求の権利が保障されています。この悪臭というものは、権利を侵害するものです。地元住民からも今後も県や市は監視を緩めないでくださいと、臭気をなくすことを考えてくださいと、このような切実な要望を出されております。

事業者と環境保全協定を結んでいる桜井市も、けさ、午前中も市長お答えしていましたが、事業者と環境保全協定を結んでおります。桜井市もこの要望に応じていく必要があります。臭気についても、定期的に現場へ出かけて、実際に鼻で確認する、嗅覚といいますか、そのことが大事やというふうに考えるわけです。

また、産廃場の崩落防止対策であるわけですが、近年、台風とか想定外の豪雨が多発をしております。また、激しい地震が起きたときは、処分場で大規模な地滑り現象が起こる可能性、このことも否定できないわけです。事業者が崩落防止のための対策をすることは当然必要なんですけども、特に梅雨の時期とか台風など、大雨の時期については、市も県と協力して定期的にヘリコプターを飛ばすなどして、産廃場の上空からも監視活動を強めていくことが必要だというふうに考えます。

それと、二つ目の問題なんですけども、市として事業終了後も奈良県や地元と定期的な協議の場に入って、悪臭など地元住民の苦情や要望の把握に努めることが必要です。それで、県は、県の廃対課とか総合庁舎にあります景観・環境総合センターは、今年の5月8日、7月10日、10月8日に、この事業終了後に向けた産廃場の安全対策について、地元の区長と協議を続けております。ぜひこの桜井市もこの協議の場に入ることが大事だと思うんですけども。きょう午前中、東議員の答弁でも、事業終了後について区長の意見を聞いていくのかと、たしかそういうふうな質問だったと思うんですけども、これは環境部長が答えられたんですけども、水質や臭気検査の立ち会いのときに話し合いをしているという、たしかそのような答えがあったと思うんですけども、それだけではなくて、やっぱり協議の場に入って、地元区や住民の要望を把握していただきたい。このことについて、市長の答弁を求めます。

そして、**2点目の子どもの医療費の無料化**なんですけども、市長の方から、小学校、中学校就学児童の通院の拡大については、新たに約4,500万円の一般財源を要することから、現在のこの財政状況にお

いては実施が困難であるというふうな答弁をされたと思うわけですが。実は、先週の7日の土曜日に奈良県の子どもの医療費の無料化を中学校卒業まで拡充して、窓口での立てかえ払いをなくするという運動をしている日本共産党奈良県委員会が子育てカフェというのを開きました。そこで群馬県の子どもの医療費助成制度についての話が出たわけなんですけども、これは非常に印象的だったわけなんですけども、群馬県は県内どこに住んでいても、子どもの医療費が無料で受けられるよう、全国に先駆けて2009年、平成21年10月から対象範囲を中学校卒業まで引き上げています。そして、そのことが、医療機関にかかりやすくなったことを通じて、子どもの健康状態の向上とか、医療費全体の抑制に効果が上がったそうです。そして、これが今や36の県では医療費の窓口払いがありません。

市長が答弁されたように、通院について中学校就学児童までの助成が無理ならば、これは条件闘争ではありませんが、まず第1段階として小学校卒業するまで無料にされたらどうか。そのための財源としては、恐らく3,000万円ぐらい必要ではないかなというふうに考えるわけなんですけども、これが群馬県みたいに医療費全体の抑制につながれば、これは高い出費というふうには言えないと考えるわけですが、市長に答弁を求めます。

そして、奈良県の子どもの医療費の助成制度というのは、自動償還払い方式に統一をされております。つまり、一旦医療機関の窓口で2割ないし3割の自己負担を支払って、後日申請により助成をされる分の償還を受けるというふうな方法なんですけども、子どもを持つ父母からこのような声が上がっておるわけなんです。これも少し紹介させていただきますけども、「4歳の娘は風邪を引きやすく、冬は1か月に2回から3回受診することもあり、窓口負担は厳しいです。給料日前は財布の中を見ながら受診させるかどうか様子を見るときも少なくありません。ぜひ窓口無料化をお願いします」と、このような切実な声が寄せられています。医療機関窓口で自己負担を払わなくてもよい方法である現物給付方式を採用されたいわけなんですけども、これは医師会との関係もあると思うんですけども、市独自でできるかという問題もあると思うんですが、これも市長会として奈良県に対して現物給付方式をとるよう強く働きかけていただきたいわけなんですけども、この点も市長の答弁を求めます。

また、県や市町村が現物支給方式で助成をすると、国は国民健康保険療養費等国庫負担金を減額するというペナルティーを課しているわけですね。このことについても、国にこれをやめるよう、ぜひこれは強く働きかけていただきたい。

ということで、私の質問をこれで終わらせていただきますけども、この産業廃棄物処分場の問題でも、今の子どもの医療費の無料化の問題でも、これは両方とも市民から切実な要望が出されているわけです。市長としてこの声に正面から答弁をしていただきますよう強く求めまして、私の質問を終わります。

○市長（**松井正剛君**） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

処分場の埋立事業終了後の跡地管理安全対策についてのご質問にお答えをいたします。

現在、市では地元区長、県及び事業者立ち会いのもと、年6回の、先ほどご案内がありました臭気検査と、年2回の周辺河川の水質検査を実施し、規制基準が遵守されていることを確認いたしております。

埋立事業終了後につきましても、引き続き臭気検査と水質検査を実施し、規制基準が遵守されるよう経過を見守っていき、住民の皆さんに安心いただけるよう努めてまいります、そのように考えております。

悪臭、水質、崩落防止など跡地管理安全対策につきましては、事業者の責任において適正に対策が実施され、将来にわたって周辺環境の保全が図られるよう、今後も県と連携を図りながら監視を行う中で対応していきたい、そのように考えております。

次に、市として事業終了後も県、地元区と協議の場に入り、悪臭など住民苦情の要望の解決に図られたいとの質問にお答えをいたします。

市といたしましては、事業終了後も環境保全協定書第8条の規定に基づき、事業終了時の跡地管理安全対策を図る中で、将来にわたって災害や環境汚染によって周辺環境に支障を及ぼすことのないよう、今後とも県と連携を図りながら監視を行う中で対応してまいりたいと考えております。今後も住民の皆さんの安心と安全を最優先に考えていきたい、そのように考えております。ご理解よろしくお願い申し上げます。

次に、**小学校卒業までの通院にかかる医療費の無料化について**のご質問にお答えをいたします。

小学校卒業までの拡大につきましては、一般財源で、先ほどお述べをいただきましたが、約3,000万が必要となることから、先ほどもお答えいたしました通り、財政的に大きな負担となることから、実施は困難であると考えております。

次に、自動償還払いから現物給付方式への県要望の質問にお答えいたします。

福祉医療制度における支給方法につきましては、平成9年から平成16年にかけて県と市長会や町村会の代表と有識者を交えた検討を重ね、受診時の自己負担支払いという医療保険制度の基本的な枠組みを維持しながら、事務手続の煩雑解消の観点から、平成17年8月に現物給付方式と償還払い方式の併存を自動償還払い方式に統一されたところであります。

これを以前の現物給付方式に変えることには、まず県下全市町村の意思統一が前提となりますが、現物給付という支給方法については、国民健康保険法等において、先ほどもお話がありました、受診時に自己負担を支払うという基本原則から外れると、保険者が負担する医療費にかかる国庫負担金が減額されることとなっており、国民健康保険財政を圧迫する要因となります。

そういったことから、現在のところ、県下12市では現物給付方式へ変更する動きやコンセンサスがないうちにあり、今後国庫負担金の、先ほど申された減額が解消されるなど、それには努力をしたいと思いますが、解消されるなど新たな動きや状況が変化した時点で、市長会への要望を検討してまいりたい、そのように考えております。ご理解よろしくお願いたします。